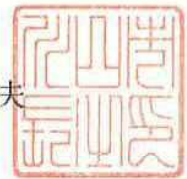


川職発第 31 号
令和3年11月18日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 野口 宏明 様
同 芝崎 正太 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に対する措置について（通知）

令和3年9月29日執行の総務部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

収入事務について（職員課）

職員課の過年度返還金雑入の収入事務において、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行、管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

ご指摘後、現金を取り扱わず、納付書による返還とする事務の見直しを講じております。

契約事務について（職員課）

職員課の試験問題作成業務委託契約の支払い事務において、契約書どおりに行われていないものが見受けられたので、契約書に則り適正に執行されたい。

講じた措置の内容

ご指摘後、実施する試験ごとに、結果報告書の提出を受けてから支払いを行う措置を講じております。



契約事務について（職員課）

職員課の小型乗用自動車借上の賃貸借契約において、契約の締結が、川口市契約に関する規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に執行されたい。

講じた措置の内容

ご指摘後、契約締結の措置を講じております。

財産管理について（職員課）

職員課の備品等の管理において、川口市財産規則等に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行、管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

今回指摘された物品につきましては、備品受払簿への登録、備品管理票の貼り付けの措置を講じております。

また、不要になった備品につきましても、令和4年2月に処分を行います。